

1 目的

平成 26 年度に策定した「長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画」の中で、地域・職域における消費者教育の核となる消費生活サポーター（以下「サポーター」という。）の創設が盛り込まれ、平成 29 年度までに、登録者数 300 人を重点目標とし、募集、養成を行い、現在の登録者数は 326 名となっている。

引続き、持続可能な社会を目指すエシカル消費促進プロジェクトにおける学びの推進の中で、自立した賢い消費者を目指した学びを実践する者に対し、サポーターへの登録を呼びかけ新規の登録者を確保するとともに、29 年度までに既に登録されたサポーターの活動の推進のためさまざまな支援を行う。

2 事業の概要

(1) 新規登録者の呼びかけ

- 消費者大学(仮称)のうち、一定講座数以上受講した者に対し、広くサポーターへの登録を呼びかけ、希望された者について登録をしてもらう。

(2) 既登録者の活動の推進、支援策の実施

- 各サポーターの活動状況に対応した支援策を実施するため、サポーターへ意向調査を実施する。

活動内容の希望、これまでの活動経験や実績、活動可能な状況等に応じて、サポーターを 3 区分化し、活動状況に応じた環境の整備（保険への加入、啓発に必要な物品の配布等）をし、より効果的、効率的に活動が実施できるようにするため、29 年度までに登録された全サポーターを対象に意向調査を実施する。

- 消費生活情報のホームページにおいて登録状況の公表を行う。

消費生活情報のホームページにおいて、消費生活サポーターの項目を新設し、同意の得られた者について、氏名、居住地等の登録状況を公表する。

- ボランティア保険への加入手続きを行う。

意向調査を行い、市町村と連携した啓発活動や、教育活動を行うといった意向のサポーターについて、ボランティア保険への加入手続きを行う。

(3) サポーター制度、活動状況の周知の実施

(県での広報媒体を通じた周知)

プレスリリース、ラジオ、広報ながのけん、くらしまる得情報、消費生活メールマガジン等を活用して、消費生活サポーター制度の周知を図る。

(サポーターの活動の中での周知)

活動用物品（ジャンパー、名札ケース など）を作成し、身分を明らかにする。

広報啓発用物品（周知用チラシ、ティッシュ など）を作成し、活動時に説明しながら配布する。

(4) その他

①消費生活サポーターの役割等

- 各地域・職域における消費者への啓発、消費者教育の実施
- 消費者トラブルの相談窓口への誘導
- 地域における消費者被害防止のための見守り活動への参加、協力
- 消費生活に関する講座・セミナー等への参加
- 公民館活動等、地域の集会及び職域等における消費生活講座等の講師

(5) 平成 30 年度の数値目標

- 新たに登録する者については、年間 20 人を目標とする。
- 市町村と連携した活動の推進にあたり、市町村消費者行政推進支援員の巡回に併せ、全市町村を巡回し、サポーターと連携した活動の推進のための意見交換を実施する。

3 予算要求額 976千円（一財 976千円）

1 目的

従来の消費者問題に係る知識に加え、平成30年度からの第2次消費生活基本計画における新たな取組みとなる「エシカル消費」についての知識を習得し、地域においてリーダーとして消費行動ができる者を養成し、地域における消費者教育を推進する。

(1) 経過

地域における消費者教育を推進するため、くらしのセミナーの開催、出前講座の実施や消費生活サポーターの設置事業を実施してきている。

「くらしのセミナー」は、消費者自らが情報を適切に選択し、活用できる力を身につけ、自己責任に基づいた消費行動ができる「かしこい消費者」を養成する目的で開催し、時事的問題を取り上げ、講演会形式で実施してきている。

「出前講座」は、申請者の要請内容に基づいて行っている。

「消費生活サポーター」は、『各地域・職域における消費者への啓発、消費者教育』、『消費者トラブルの相談窓口への誘導』、『地域における消費者被害防止のための見守り活動への参加、協力』、『消費生活に関する講座・セミナー等への参加』といった活動を行うことになっている。

(2) 課題

「くらしのセミナー」は、「かしこい消費者」を養成することを目的としており、地域におけるリーダーを養成するまでには至っていない。

「出前講座」は、知識の習得のみであり、リーダーを養成するまでには至っていない。また、エシカル消費に対応する講座がない。

「消費生活サポーター」は、全員が消費者教育を行うまでには至っていない。

2 事業の概要

地域における消費者教育の基礎講座として、消費者大学を開講する。

開催時期： 11月～翌年2月

開催場所： 長野市、松本市

講座数等： 8講座程度

うち6講座以上受講した者に修了証を交付

対象者： 県内の希望者200名

(長野会場100名、松本会場100名)

講座内容： 消費生活に関する講義

うちエシカル消費に関する講座を2～3講座

講師： 外部講師、県職員

3 予算要求額 4,835千円 (交付金1/2 2,417千円、一財 2,418千円)

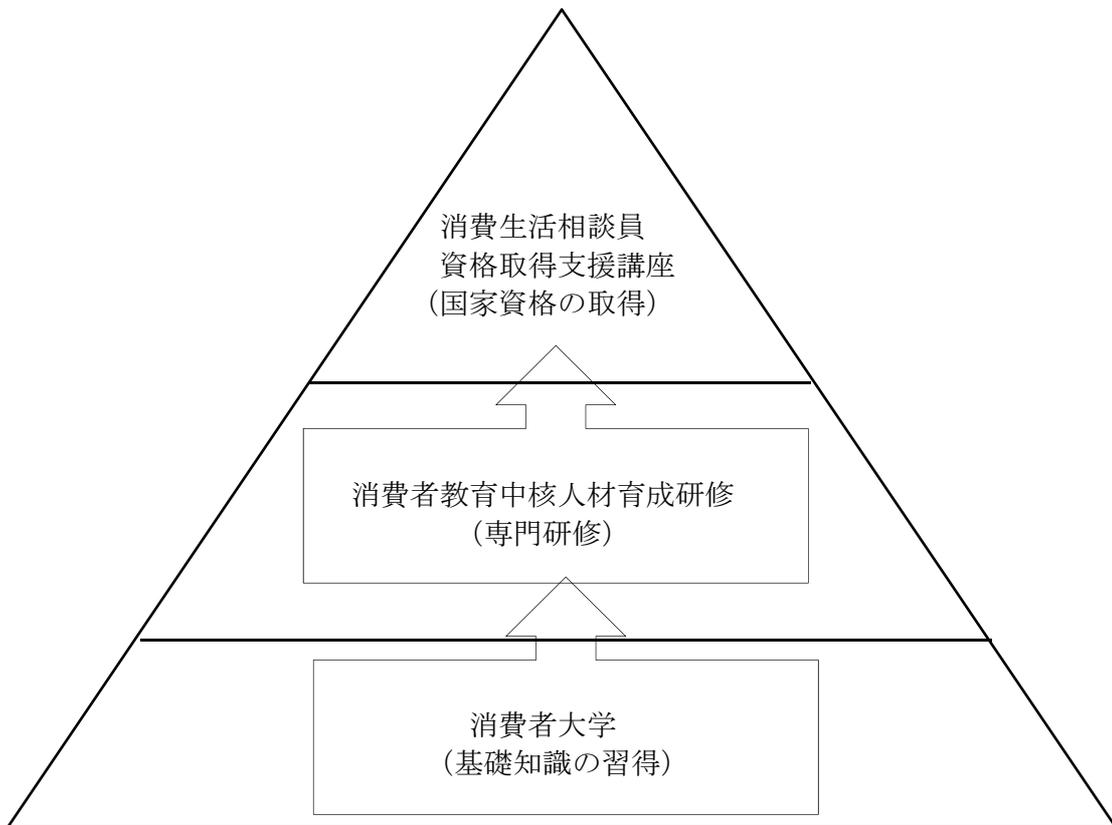
4 その他

消費者大学のうち、一定講座数以上受講した者に対し、広く消費生活サポーターへの登録を呼びかけ、希望された者について登録をしてもらう。

消費者教育推進役を希望する者に、上位研修である翌年度の「消費者教育推進役等レベルアップ研修」の受講を勧める。

また、「消費生活相談員」国家資格の取得を希望する者に対して、翌年度の「消費生活相談員資格取得支援講座」の受講を勧める。

大学、講座のイメージ



新 消費者教育中核人材育成研修事業

くらし安全・消費生活課

1 実施目的

特殊詐欺や悪質な訪問販売・電話勧誘販売など多様化・複雑化する消費者トラブルに対処し、消費者被害を未然に防止するためには身近な生活圏レベルできめ細やかな消費者教育が必要とされている。このため、地域における消費者教育の中核となる人材である消費生活サポーターや消費生活相談員等を対象に、消費者トラブルに関する個別分野の詳細な知識の習得や、事例、対象に合わせた効果的な情報発信方法などの研修を実施し、消費者教育を担う人材のレベルアップを図っていく。

2 実施内容

(1) 消費生活相談員等法的知識習得、事例研究研修

ア 概要

消費者トラブルの問題解決に対応する法律知識、事例研修における幅広い知識を習得し、相談処理のノウハウの習得、消費者教育における手法等の習得

イ 対象者

消費生活相談員等（市町村消費者行政推進支援員を含む）

ウ 内容

国民生活センターの専門・事例講座を受講

(2) 消費者教育中核人材育成研修

ア 概要

消費者トラブルに関する個別分野の詳細な知識の習得や、事例、対象に合わせた効果的な情報発信方法などの研修を実施し

イ 対象者

消費生活サポーター、消費生活相談員等（市町村消費者行政推進支援員を含む）

ウ 実施時期

平成 30 年 10 月～平成 31 年 1 月の 16 日間（2 日×8 週）

エ 実施場所

松本市（M ウイング）、長野市（北信消費生活センター）

オ カリキュラム

消費者契約法、インターネット取引、特定商取引、あっせん等の講義及び事例研究、コミュニケーション講座

3 実施方法

(1) 消費生活相談員等法的知識習得、事例研究研修

国民生活センターの専門・事例講座を受講

(2) 消費者教育中核人材育成研修

民間法人に委託して実施

民間法人に委託する理由

研修目的を達成するためには、消費者関係法令・消費者問題に精通した講師の選任・依頼が重要であり、そのためには、類似の研修開催に豊富な経験と実績を有する民間法人に委託することが適当であるため。

4 予算要求額 4, 3 1 7 千円（国交付金 10/10 4, 3 1 7 千円）

1 概要

平成30年度からの第2次消費生活基本計画における新たな取組となる「エシカル消費」を周知及び啓発することにより、「地域」「社会」「人」「環境」「健康」に配慮した持続可能な社会を意識した消費行動を促す。また、これからの消費のあり方を考える上での重要な視点となる若年層消費者として大学の学生と、先進的な取組を進める長野県消費者団体連絡協議会、さらに、エシカルな消費行動に繋がる商品・サービスの提供（エシカルプロダクト）を発展させるため、経営者協会とも協働して県内企業も交えた総合的な取組を目指す。加えて、エシカルプロダクトの現状を明らかにするため、学生による事業者調査を行い、可視化を目的としたMAPの作成をする。

2 内容

(1) シンポジウムの開催

ア 開催時期、会場等

- ・時期：平成30年12月頃 1回開催
- ・会場：キッセイ文化ホール 中ホール
- ・対象者：一般県民（県、消費者団体連絡協議会、長野県立大学を中心に周知）
事業経営者（県経営者協会を中心に周知）

イ 内容

【基調講演】

「(仮題) 持続可能都市とソーシャルイノベーション」

- ・内容：持続可能な県を目指し、県民はどのように学び、産官学の連携はどのように実行したらよいかを探る。
- ・講師候補者：長野県立大学 企(起)業家コース 大室悦賀教授 等

【パネルディスカッション】

「(仮題) 自由な選択による消費者としての責任と 社会を変える消費者行動」

- ・内容：消費者としての権利と責任を改めて認識し、安全で安心な「長野県」を作っていくのは、自分達なのだということを認識しつつ、具体的な行動にどうつなげるかを模索する。また、学生によるエシカルプロダクトについての調査発表を行う。
- ・コーディネーター候補者：長野県立大学 企(起)業家コース 大室悦賀教授
パネラー候補者(4名程度)：長野県立大学 学生
消費者団体
事業経営者
エシカル消費に関するファシリテーター

【ロビーでの啓発活動】

- ・内 容：パネル展示等によるエシカルの啓発
エシカル商品展示販売ブース設置

(2) エシカルプロダクツに関するMAP作成調査

ア 調査方法等

- ・調査期間：平成30年6月頃から12月頃まで
- ・調査方法：長野県立大学の学生を中心に、授業での学びの一環としてエシカルプロダクツに関わる事業者の現状を調査する。

イ 結果公表

- ・公表方法：エシカルに係るシンポジウムの中で学生による発表を行う。

3 予算要求額 5,928千円 (国交付金 1/2 2,963千円、一般財源 2,965千円)

※ 今後の計画 (5か年)

年 度	H30	H31	H32	H33	H34
内 容	シンポジウム開催 MAP 作成	イベント開催 MAP 更新、拡充	イベント開催 MAP 更新、拡充	イベント開催 MAP 更新、拡充	イベント開催 MAP 更新、拡充
備 考	交付金活用 (国庫 1/2)	交付金活用 予定	交付金活用 予定	交付金活用 予定	交付金活用 予定

※イベントについては、下記を検討

- ・消費生活センターでの親子参加型講座
- ・エシカル企業めぐり 等

新 南信消費生活センター空調設備改修工事

くらし安全・消費生活課

1 目的

南信消費生活センターの老朽化した空調を改修し、設備機能の充実を図る。

2 現況等

南信消費生活センターが昭和 59 年 3 月に竣工してから 30 年以上を経過しており、空調設備は建設当初からの設備で更新されていない。現在、空調機能が使えない部屋があり、その都度扇風機や石油ストーブ等での対応をしている。空調設備の保守点検を委託している松田・南信㈱は、現状のままであると、今後重大な故障（全館空調機能不全）が発生する確率が高く、またメーカーでも既に代替部品の生産を終了しているため、修繕が不可能な事態が生ずることが予想されると指摘している。

実際に、消費者被害防止のための教育や啓発など、一般県民が参加者となる講座や会議の会場として使用している研修室、その他一部の部屋の冷房が使用できない状況にあり、扇風機で対処しているため苦情も寄せられている。

また、給水設備についても、同じく建設当初からの設備であるが、平成 23 年に商品テスト室及び実験室を研修室等に改修したことに伴い、施設全体の使用水量が減少したため、現在の受水槽の容量（6 t）は不要となっている。

工法は、センターの現在の利用状況等を勘案し、最適なものとなるよう検討を行う必要があるため、29 年度は、実施設計を行った。熱源としてガスと電気を比較し、改修での投資金額とランニングコストを勘案し、経済的なガスを採用し施工する。

3 施工スケジュール

29 年度：実施設計委託

30 年度：空調設備の使用に支障のない秋ごろに、改修工事施工

4 予算要求額 91,995 千円（一般財源 9,995 千円、県債 82,000 千円）